

## 兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会規約

### 第一章 総則

#### 【名称及び事務所】

第1条 (1) 本会は、鶏鳳北同窓会と称し、事務局は、兵庫県たつの市新宮町芝田 125-2 の兵庫県立龍野北高等学校内に置く。

(2) 本会は、必要に応じて地方に同窓会支部を設けることができる。

#### 【目的】

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、地域に開かれた母校の発展に寄与する事を目的とする。

#### 【事業】

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会員相互の親睦と研修会の開催。
- 2、学校行事ならびに部活動に対する援助。
- 3、本会ならびに学校がおこなう地域との交流事業。
- 4、目的達成に必要な事業。

### 第二章 組織

#### 【会員】

第4条 本会は、下記の会員を持って組織する。

旧鶏北同窓会、旧鳳同窓会 会員 及び、龍野北高卒業生 ならびに、かつて各校に在学し正副会長会において承認を得た者。

#### 【役員と評議員】

第5条 本会に次の役員と評議員を置く。

会 長	1 名	代表副会長	1 名	副会長	若干名	理 事	若干名
監 事	2 名	会 計	2 名	書 記	2 名	評議員	若干名

#### 【役員及び評議員の選出】

第6条 会長、副会長は、正副会長会において選出する。役員である理事・監事・会計・書記は会長が委嘱する。定期総会に臨む評議員は、理事の推挙による。これらは正副会長会において承認を得るものとする。

#### 【役員及び評議員の任務】

第7条 役員及び評議員の任務を次のように定める。

- 1、会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職を代理する。
- 3、理事は会務の執行にあたる。
- 4、監事は事業及び会計監査を行う。
- 5、会計は本会の財務を担当する。

- 6、書記は会議等必要な事項を記録する。
- 7、評議員は同窓会員を代表し定期総会に臨む。

#### 【役員及び評議員の任期】

- 第8条（1）役員及び評議員の任期は3年として再任を妨げない。但し、役員及び評議員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- （2）期間中に欠員が生じた時は補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第三章 会議

#### 【正副会長会】

- 第9条 「正副会長会」とは、会長及び副会長によって構成する会議をいう。本会は毎年開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時正副会長会を開催することができる。

#### 【総会】

- 第10条（1）本会は毎年一回全役員及び、評議員による「定期総会」を開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- （2）この総会には一般会員も出席することができる。

#### 【総会決議事項】

- 第11条 総会に付議しなければならない事項は、次の通りとする。
- 1、事業計画並びに収支予算に関する事。
  - 2、事業報告並びに収支決算に関する事。
  - 3、規約の変更に関する事。
  - 4、役員を選出に関する事。
  - 5、その他、会長が必要と認めたもの。

#### 【議決方法】

- 第12条 本会の議決は、全て出席者の過半数により決定する。

### 第四章 会計

#### 【会計及び会計年度】

- 第13条 本会の事業遂行に要する費用は、会費及びその他の収入を持ってこれにあてる。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第14条 会費の納入期限は、卒業期とする。  
「会費 5,000 円」

### 第五章 顧問

#### 【顧問】

- 第15条 本会に顧問を置くことができる。
- 1、会長は正副会長会にはかり顧問を委嘱することができる。
  - 2、顧問は現校長・旧校長及び本会の功労者から推薦し、本会運営に関する重要事項に対し会長の諮問に応じる。

### 第六章 規約の改正

#### 【規約の改正】

- 第16条 この規約を改正するときは、正副会長会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

## 第七章 補則

### 【細則】

第17条 本会運営についての細則は別途に定める。

### 【附 則】

第1条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 この規約は、令和6年6月1日から施行する。

## 鶏鳳北同窓会細則

- 第1条 本会会員は、龍野町立商業実修学校・兵庫県龍野商業学校・兵庫県立龍野商業学校・兵庫県立龍野工業学校・兵庫県立龍野工業高等学校・同併設中学校・兵庫県立龍野実業高等学校・兵庫県立新宮高等学校・兵庫県立龍野北高等学校 卒業生 及び、かつて各校に在学し正副会長会において承認を得た者とする。
- 第2条 代表副会長1名、副会長若干名を置く。
- 第3条 会費は5,000円とし、全日制・定時制ともに卒業期に一括納入する。但し、会費の変更は正副会長会の承認を得なければならない。
- 第4条 本会役員、評議員、母校の役職員又はその配偶者等が死亡した場合は、次の弔慰金等を送る。
- (1)本会役員、評議員又は母校の役職員が死亡した場合は10,000円、本会役員、評議員又は母校の役職員の配偶者は5,000円の香料とし、各々供花・弔電を送る。
  - (2)母校の教職員で、本人が死亡した場合は1項の規定に準ずる。また、母校の教職員の配偶者が死亡した場合は弔電を送る。
- 第5条 役員及び指名を受けた会員又は、職務担当者が本会の業務に必要な会議等に出席する場合は、旅費・交通費等を請求に基づき支給することが出来る。
- 第6条 地方に支部を設置する場合は、本部に下記の書類を提出しなければならない。
- (1)支部設置理由 (2)支部規約(案) (3)発起人名簿又は役員名簿(案)と会員数
  - (4)その他参考書類
- 第7条 本会は、支部設置届が提出された場合速やかに正副会長会に諮らなければならない。現在活動している地方支部は、「関東支部」である。
- 第8条 第6条の支部又は各科から記念事業(支部総会を除く。)の開催通知を受けた場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
- 2 科の事業をする場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
  - 3 事業上又は運営上、会長が必要と認める支出は、予備費の範囲内で支出することができる。
- 第9条 部活動その他での生徒の活躍に対して、支援金その他を支出することが出来る。但し、支出に当たっては、実施要項等を添付し、正副会長会の承認を得る。会長が専決した場合は、後日正副会長会の承認を得る。
- (1)全国大会出場 50,000円を上限として支出する。  
ただし出場者1名につき10,000円、補助員(同行の補欠選手又はマネージャーをいう。以下同じ)1名につき5,000円とする。
  - (2)県代表 30,000円を上限として支出する。  
ただし出場者1名につき5,000円、補助員1名につき2,500円とする。
  - (3)その他については、正副会長会にはかり考慮することができる。
- 2 前項の支援は運用年度内一回とする。
- 第10条 この細則の改正は、3年ごとに見直し「正副会長会」の議決を要するものとする。

- 【附 則】 第1条 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第2条 この細則は、平成26年6月14日から施行する。
- 第3条 この細則は、令和6年6月1日から施行する。
- ただし、第5条は令和6年4月1日から施行する。

(第5条様式 旅費・交通費請求書等)

兵庫県立龍野北高等学校 鷄鳳北同窓会  
旅費・交通費 請求書及び領収書

役職

氏名

e-Mail

日付	出席会議名称 又は出張先 (旅費・交通費○印)	区間	交通 手段	片道 料金	往復 料金	支給額	領収 日	領収 サイン
/	旅費・交通費	⇄	JR バス 車 その他				/	
/	旅費・交通費	⇄	JR バス 車 その他				/	
/	旅費・交通費	⇄	JR バス 車 その他				/	
/	旅費・交通費	⇄	JR バス 車 その他				/	
/	旅費・交通費	⇄	JR バス 車 その他				/	

(金額は10円単位 単位:円)

- ※ 区間は、駅名、目的地名称などとします。例：姫路駅⇄播磨新宮駅 又は 自宅(佐用)⇄北高
- ※ 旅費・交通費は、原則として実費を請求し、精算します。ただし、自家用車の旅費・交通費にあつては、たつの市内の移動は一往復で500円、西播磨内とたつの市内との相互移動は一往復で1,000円、兵庫県内の移動は一往復で2,000円とする。
- ※ 駐車場等を利用した場合は領収書が必要です。領収書を裏面に貼付けてください。

(第8条様式 請求書)

# 請求書

令和 年 月 日

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会 会長

兵庫県立龍野北高等学校 クラブ名  
教師(顧問)

(連絡先)

メールアドレス

鶏鳳北同窓会役員 氏名

(連絡先)

メールアドレス

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会規約第17条による鶏鳳北同窓会細則

- 第4条第1項に基づく香料、供花、弔電などの実費
- 第4条第2項に基づく香料、供花、弔電などの実費
- 第5条に基づく会議に参加するための実費
- 第8条第1項に基づく支部又は各科の記念事業費
- 第8条第2項に基づく科の事業費
- 第9条第1項第1号に基づく部活動全国大会出場支援金
- 第9条第1項第2号に基づく部活動兵庫県代表支援金
- 第9条第1項第3号に基づくその他支援金
- 予算支出科目 ( ) に基づく支出金

を請求します。

<b>請求金額</b>	<b>円</b>
内訳	
.....	
.....	
.....	

※**教師(顧問)の方は記載不要です。空欄のままとして下さい。**同窓会役員の方は必ず振込先を記載下さい。

振込先     J Aバンク・ゆうちょ銀行・兵庫信用金庫・( )

              ( ) 支店

座名義                    氏名

座番号                    第                    号

※J Aバンク通帳をお持ちの方はJ Aバンクの内容を記載下さいますようお願いいたします。

(参考) 添付資料

- 弔慰に関するお知らせ資料など      同窓会業務に必要な会議の開催通知など
- 記念事業開催、事業資料など        部活動その他の大会参加要項など
- 領収書など会長が必要として求めるもの

## 鶏鳳北同窓会特別基金管理規定

### 第1条（基金）

鶏北同窓会・鳳同窓会・龍野北校同窓会の合併に伴い、それぞれが保有していた基金  
77,823,220円を鶏鳳北同窓会の特別基金とする。

### 第2条（管理委員）

- （1） 管理委員はこの規定の定める事項について、特別基金管理運用の責任を負う。
- （2） 管理委員は9名とし鶏鳳北同窓会の役員から互選により選出し、その任期は役員の任期と同じとする。

### 第3条（基金の運用）

- （1） この基金は、堅実かつ有利な運用益を得るため、その預け先は、次の（2）の金融機関に限定する。
- （2） 都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、農協及び国債
- （3） 上記預け入れ先の選定については、管理委員全員の賛同を得て役員会の了承を受けなければならない。

### 第4条（運用益の活用）

- （1） 運用益は、JAバンクの普通口座に入金すること。
- （2） 運用益の使途については、鶏鳳北同窓会の毎年度の事業計画に基づき正副会長会の議決を経て一般会計その他へ繰り入れを行う。

### 第5条（特別基金の取りくずし）

特別基金の取りくずしについては、総会の3分の2以上（委任状を含む。）の賛同を必要とする。

### 第6条（その他）

- （1） この管理規定の改廃は総会の3分の2以上（委任状を含む。）の賛同を必要とする。
- （2） この管理規定に基づく会計監査は監事が行う。

【附 則】 第1条 この規定は、平成25年6月8日から施行する。

第2条 この規定は、令和6年6月1日から施行する。